

令和6年4月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うち石油ストーブ（開放式）1件、ガスこんろ（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
携帯型電気冷蔵庫（充電式）2件、電気こんろ1件、
電動アシスト自転車1件、映像録画装置（防犯カメラ用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うちリチウム電池内蔵充電器3件、マッサージ器（充電式）1件、
電気あんか1件、充電器1件、照明器具1件、
脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、IH調理器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300291、A202300446、A202300530、A202300615を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について
(管理番号：A202400010)

①事故事象について

使用者（70歳代）がブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」（※）を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意喚起をしています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について一乗車前の点検を確実に行いましょう！

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、 製造番号、号機番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bsycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：24.9%（2023年11月15日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—	2016年度	0	—
2023年度	2	重傷	2015年度	0	—
2022年度	4	重傷	2014年度	0	—
2021年度	22	重傷	2013年度	0	—
2020年度	43	重傷	2012年度	0	—
2019年度	59	重傷	2011年度	0	—
2018年度	1	重傷	2010年度	0	—
2017年度	2	重傷			

※当該事故（管理番号：A202400010）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



登録番号	ヤマハ発動機株式会社
X561-1234567	
電動補助装置付自転車 型式認定番号	交 N04-11
普通自転車 型式認定番号	交 A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。	

号機番号

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：土屋、杉浦、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：伊藤、山田

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400004	令和6年3月22日	令和6年4月2日	石油ストーブ(開放式)	RX-2219Y	株式会社コロナ	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和6年4月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400009	令和6年3月23日	令和6年4月3日	ガスこんろ(都市ガス用)	DW32Q6WT	株式会社ハーマン	火災	当該製品を使用中、爆発音がしたため確認すると、当該製品の周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300291	令和5年6月4日	令和5年7月6日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	EHF-S99MP5B-HR	ダイヤゼブラ電機株式会社	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、インバーター基板のパワートランジスターが故障したため、電解コンデンサーに過電圧が加わって異常発熱し、出火したものと推定されるが、パワートランジスターが故障した原因の特定には至らなかった。	千葉県	令和5年7月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300446	令和5年7月25日	令和5年8月25日	携帯型電気冷蔵庫(充電式)	ee218	万方商事株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵バッテリーの固定が外れたことで、バッテリーが下部のコンプレッサーに接触し、コンプレッサーの振動、熱によりリチウムイオン電池セルが内部短絡し出火したものと推定されるが、固定ねじの確認ができず、固定が外れた原因の特定には至らなかった。	福島県	令和5年8月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300530	令和5年9月4日	令和5年9月15日	携帯型電気冷蔵庫(充電式)	ECX30	株式会社SUNGA(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	京都府	令和5年9月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300615	令和5年9月28日	令和5年10月13日	電気こんろ	SPH-101	三化工業株式会社	火災	当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、使用者が当該製品の上に可燃物を置いていたため、使用者が当該製品を組み込んだ調理台の前を通り抜けた際に荷物の一部がスイッチつまみに接触してスイッチが入り、可燃物が焼損したものと推定されるが、スイッチつまみが操作パネル表面から凸状に出ている構造であったことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、本体表示及び取扱説明書には、「可燃物の近くで使わない。」「ヒーターの上に物を置かない。」旨、記載されている。	京都府	令和5年10月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400010	令和6年1月16日	令和6年4月3日	電動アシスト自転車	A6T32	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月26日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:24.9%
A202400011	令和6年3月8日	令和6年4月3日	映像録画装置(防犯カメラ用)	SWWHD-INTCAMPK2-JP	株式会社ユニーク(輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400001	令和6年3月15日	令和6年4月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A202400002	令和6年2月25日	令和6年4月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を靴に入れていたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月26日
A202400003	令和6年3月11日	令和6年4月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を靴に入れていたところ、発煙及び異臭がしたため靴を道路に投げたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年3月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400005	令和6年3月25日	令和6年4月2日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	
A202400006	令和6年3月3日	令和6年4月2日	電気あんか	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月26日
A202400007	令和5年3月1日	令和6年4月2日	充電器	火災	車両の荷台に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202400008	令和6年3月19日	令和6年4月3日	照明器具	火災	当該製品を使用中、発煙に気づき当該製品のスイッチを切ったところ、当該製品内部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400012	令和6年3月24日	令和6年4月3日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	工事現場で当該製品を使用中、踏ざんが外れて転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202400013	令和6年3月24日	令和6年4月3日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）（管理番号：A202300291）



携帯型電気冷蔵庫（充電式）（管理番号：A202300446）



携帯型電気冷蔵庫（充電式）（管理番号：A202300530）



電気こんろ（管理番号：A202300615）



映像録画装置（防犯カメラ用）（管理番号：A202400011）

